

様式第 38(第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)

第一種適格電気通信事業者指定申請書

企営第 155500000900 号

2026 年 3 月 31 日

総務大臣

林 芳正 殿

郵便番号 534-0024

(ふりがな) おおさかしみやこじまくひがしのだまち

住 所 大阪市都島区東野田町 4 丁目 15 番 82 号

(ふりがな) えぬていていにしにほんかぶしきがいしゃ

氏 名 NTT 西日本株式会社

きたむら りょうた

代表取締役社長 北村 亮太

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第 234 号

連絡先

電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けた
いので、次のとおり申請します。

1. 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

役務の種類	内 容
第 14 条第 2 号の 2 に掲げるもの	電話サービス契約約款(平成 11 年西企営第 1 号)に定める加入電話及び卸電話等サービス契約約款(平成 16 年西企営第 135 号)に定める災害時に避難所等におけるり災者及び帰宅することが困難な者による電話の利用を確保するために、地方公共団体の要請に基づき当社が取扱所交換設備と避難所等との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2. 第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

業務区域名
<p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県及び沖縄県</p> <p>(注)静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域、 富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除き、 長野県木曾郡南木曾町(吾妻の一部及び田立に限る。)の区域を 含みます。</p>

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

（単位 円）

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用				営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用			
				うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用			
加入電話	基本料	113,360,691,932	150,582,353,327	117,303,996,026	117,303,996,026		33,278,357,301	△ 37,221,661,395
	緊急通報	-	75,540,523	71,719,084	71,719,084		3,821,439	△ 75,540,523
	小 計	113,360,691,932	150,657,893,850	117,375,715,110	117,375,715,110		33,282,178,740	△ 37,297,201,918
第一種公衆電話	市内通信	73,907,267	1,597,200,321	1,582,803,796	1,080,053,653	502,750,143	14,396,525	△ 1,523,293,054
	緊急通報	-	5,042,661	5,014,633	3,558,537	1,456,096	28,028	△ 5,042,661
	小 計	73,907,267	1,602,242,982	1,587,818,429	1,083,612,190	504,206,239	14,424,553	△ 1,528,335,715
災害時用公衆電話		72,108,509	842,425,838	841,935,153	841,935,153		490,685	△ 770,317,329
ワイヤレス固定電話	基本料	4,280,127	295,359,642	217,965,325	217,965,325		77,394,317	△ 291,079,515
	緊急通報	-	1,700	1,551	1,551		149	△ 1,700
	小 計	4,280,127	295,361,342	217,966,876	217,966,876		77,394,466	△ 291,081,215
合 計		113,510,987,835	153,397,924,012	120,023,435,568	119,519,229,329	504,206,239	33,374,488,444	△ 39,886,936,177

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。
 4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,530,496,284	-	2,530,496,284	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	160,034,715	-	160,034,715	
3 負担金	238,349,697	248,968,452	△ 10,618,755	
計	2,928,880,696	248,968,452	2,679,912,244	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。